

2018年 1月 30日

北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構 宛

〒 001-0045

住所 札幌市北区麻生町5丁目2-35
コーポラスひかり106号

電話番号 011-214-9900

特定非営利活動法人
評価機関名 ニッポン・アクティブライフ・クラブ
ナルク北海道福祉調査センター

認証番号 北海道 第17-002号

代表者氏名 代表 小山 孝



下記のとおり評価を行ったので報告します。

記

評価調査者氏名・ 分野・ 評価調査者番号	評価調査者氏名		分野	評価調査者番号
	(1)	霜山 幸雄	組織運営管理	第0119号
	(2)	井上 秀美	福祉医療保健	第0173号
	(3)	佐藤 みどり	福祉医療保健	第0262号
	(4)			
	(5)			
サービス種別	保育所			
事業所名称	アートチャイルドケア札幌元町			
設置者名称	アートチャイルドケア株式会社			
運営者(指定管理者)名称	同上			
評価実施期間(契約日から報告書提出日)	2017年 6月 26日	~	2018年 1月 30日	
利用者調査実施時期	2017年 8月 7日	~	2017年 9月 15日	
訪問調査日	2017年 10月 27日			
評価合議日	2017年 12月 22日			
評価結果報告日	2018年 1月 30日			
評価結果の公表について運営者の同意の有無	<input checked="" type="radio"/> 同意あり <input type="radio"/> 同意なし			
※評価結果の公表について運営者が同意しない場合のみ理由を記載してください。				

北海道福祉サービス第三者評価結果公表事項

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 ニッポン・アクティブライフ・クラブ

②運営者（指定管理者）に係る情報

名称：アートチャイルドケア株式会社

代表者氏名：代表取締役社長 村田 省三

所在地：〒140-0002 東京都品川区東品川 1-3-10 アートコーポレーション東京オフィス 3F
Tel 03-5461-0123

③事業所の基本調査内容

別紙「基本調査票」のとおり

④総評

◇特に評価の高い点

1、子どもの尊厳性の保持と保育実践

保育園経営の理念・方針は、安全、安心、安定した保育、「生きる力」を伸ばす保育、地域社会との共存を大切にしたい保育、「生命」を大切にする子を育てる等の基本姿勢を明らかにし、保育の実施方法は、児童福祉法及び子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針等に基づく保育課程を作成し、年齢に応じた発達過程や家庭環境などを受け止めた標準的な実践課程を精査して保育効果を高めるよう、組織を挙げて取り組むよう努めている。

2、遊びを土台とした独自プログラムによる向き合う保育の推進

「生きる力」を伸ばす保育を保育理念とし、生きる力を育むために、日常の遊びの中から子ども自身が感じたこと考えたことを自由な発想で伸び伸びと表現する見立てあそび・ごっこあそび・つもりあそびなどの「表現あそび」をたくさん経験し、人として必要な能力の根を培い、生きる力のある子を育成する保育を展開し、遊びを土台とした子どもと職員がお互いに向き合う保育を推進している。乳児は、手作り楽器で音楽に合わせて動くリズム遊びをしたり、幼児は打楽器や鍵盤ハーモニカなどで音楽リズム遊びをしたり、年齢に合わせて表現できるよう工夫している。

遊びを通じて音楽に親しみ、音楽と身体の動きを結びつけることで、子どもは音への関心・音楽への親しみを持ち心身の調和を図っている。

又、3歳児以上は観劇会で人形劇を見に行き遊びが広がったり、ハロウィンごっこやお店屋さんごっこをしたり、遊びを土台とした向き合う保育が行われている。

3、食育に関する保育

ズッキーニやニンジンなどの野菜を栽培して給食に使用し、トウモロコシの皮むきや枝豆の枝取をするなど、生活や遊びの中で食材に触れられるよう工夫している。5歳児はお泊り保育でカレーライス作りをしたり、年齢児に合わせておにぎりやみそ汁作り、厨房の見学をしたりして食に関わる体験を積み重ねている。0歳児、1歳児はカミカミ、ゴックンなどよく噛んで集中して食べられるよう保育士が援助している。子どもが食べることに意欲をもって食事を楽しむことができるよう工夫している。

4、保育士・看護師・栄養士の連携した健康管理

日々、登園時の保育士による健康状態の把握や感染時期を考慮した看護師の情報提供など、職員連携のもとにきめ細かな対応が行われている。子どもの食物アレルギー対応については、日々の保護者説明対応や配膳時の職員間の連携等以外に、月末に保護者対応として子どもに対する報告・連絡・相談の定期的なコミュニケーションをとる取り組みが行われている。また、保護者からの意見・相談等があれば相談内容により保育士、看護師、栄養士等の専門的な相談相手を用意して迅速に連携した対応が行われている。

◇改善を求められる点

1、中・長期的ビジョンと計画の明確化

法人において、中・長期計画（3ヵ年経営方針、平成27年10月から3年間）、「安心・安全を大前提として高品質なACC（アートチャイルドケア）らしい保育と社会貢献の実現」として、「オリジナルのプログラムや冊子を基に、各園で工夫しながら取り組む」など17項目を策定し、各園に通知している。

保育所を基本単位とする事業運営にあたっては、園として、年度ごとの具体的な計画及び収支計画を策定することを期待する。

2、施設的环境を生かした子育て支援の取り組みについて

当園は1階と2階の廊下に絵本コーナーのくつろげる場、1階の階段下は空間を利用した遊び場を設置している。子どもがのびのび遊べる園庭とホールがあり環境を整えている。4グループに分けてお話の絵本プロジェクト（地獄のそうべい・どうぞのいす・おむすびころりん・三枚のおふだ）を作り地域の子育てを支援できるよう取り組んでいる。今後、お話しのお話の絵本プロジェクトの取り組みを通して廊下の絵本コーナー、階段下の遊び場、園庭、ホールなど有する機能を生かした地域交流が広がることを期待する。

3、記録の形式知の充実化を

法人による全国統一の記録書式を使用して記録が行われ情報共有として職員間で園独自の保育打ち合わせノート書式も活用するなど各種書式の活用及び記録により情報共有の経験知が積み上げられている。情報共有には引継ぎや申し送り等の文書の共有化が重要と認識されて、施設長・主任等により指導が行われているが、記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように施設長・主任等の豊富な経験知をもとに記録に関する時期・内容・方法等の手順等をわかりやすく明確化するために記録要領の作成に取り組まれて形式知を積み上げ充実することを期待する。

⑤第三者評価結果に対する事業者のコメント

今回の第三者評価を受け、自園を見直すいい機会となりました。評価していただいた所につきましては、今後も振り返りながら、よりよいものとしていく努力をしていきたいと思ひます。

また、ご指摘をいただいた所については、園の課題として、職員と話し合い改善に努めていきたいと思ひます。

これからも、保護者様、お子様が通いたい保育園になっていくよう取り組んでいきたいと思ひます。

⑥評価対象項目に対する評価結果及びコメント

別紙「評価細目の第三者評価結果」のとおり

北海道福祉サービス第三者評価・基本調査票

本調査票は、貴事業所の基本的な概要について記載していただくものです。

本調査票の記入日： 平成 29 年 9 月 1 日

経営主体 (法人名)	アートチャイルドケア株式会社		
事業所名 (施設名)	アートチャイルドケア札幌元町	事業 種別	保育所
所在地	〒 065-0026 札幌市東区北26条東12丁目1-10		
電 話	011-722-0123		
F A X	011-722-0124		
E-mail	acc.sapporomotomachi@the0123child.com		
U R L	http://www.the0123child.com/		
施設長氏名	茂泉 昭子		
調査対応ご担当者	茂泉 昭子	(所属、職名：)アートチャイルドケア札幌元町 施設長	
利用定員	90 名	開設年	27 年 4 月 1 日
(保育理念) ・安全・安心・安定した保育を行います。 ・「生きる力」を伸ばす保育を行います。 ・地域社会との共存を大切にした保育を行います。 (保育方針) ・「生命」を大切に育てます。 ・心身ともにたくましい子を育てます。 ・やさしく思いやりのある子を育てます。			
施設・事業所の特徴的な取組： ・園内には、横断歩道が廊下に描かれているなど、子どもたちが遊び心を刺激される作りになっています。 ・リズム・制作・運動などバランスよく遊びに取り入れ、心身の発達を促す保育に努めています。			
第三者評価の受審回数(前回の受審時期) 0 回 (平成 年度)			
開所時間 (通所施設のみ)	午前7時～午後7時		

【当該事業に併設して行っている事業】

<ul style="list-style-type: none"> ・延長保育 ・乳児保育 ・一時保育

【利用者の状況に関する事項】 (平成29年8月1日現在にてご記入ください)

○年齢構成（成人施設の場合（高齢者福祉施設、高齢者福祉サービスを除く））

18歳未満	18～20歳未満	20～25歳未満	25～30歳未満	30～35歳未満	35～40歳未満
名	名	名	名	名	名
40～45歳未満	45～50歳未満	50～55歳未満	55～60歳未満	60～65歳未満	65歳以上
名	名	名	名	名	名
					合 計
					名

○年齢構成（高齢者福祉施設・高齢者福祉サービスの場合）

65歳未満	65～70歳未満	70～75歳未満	75～80歳未満	80～85歳未満	85～90歳未満
名	名	名	名	名	名
90～95歳未満	95～100歳未満	100歳以上	合 計		
名	名	名	名		

○年齢構成（児童福祉施設の場合（乳児院、保育所を除く））

1歳未満	1～6歳未満	6～7歳未満	7～8歳未満	8～9歳未満	9～10歳未満
名	名	名	名	名	名
10～11歳未満	11～12歳未満	12～13歳未満	13～14歳未満	14～15歳未満	15～16歳未満
名	名	名	名	名	名
16～17歳未満	17～18歳未満	18歳以上	合 計		
名	名	名	名		

○年齢構成（保育所の場合）

6か月未満	6か月～1歳3か月未満	1歳3か月～2歳未満	2歳児	3歳児	4歳児
0名	8名	11名	15名	18名	14名
5歳児	6歳児	合 計			
12名	7名	85名			

○障がいの状況

・身体障がい（身体障害者手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

障害区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害	名	名	名	名	名	名
聴覚又は平衡機能の障害	名	名	名	名	名	名
音声・言語、そしゃく機能の障害	名	名	名	名	名	名
肢体不自由	名	名	名	名	名	名
内部障害（心臓・腎臓、ぼうこう他）	名	名	名	名	名	名
重複障害（別掲）	名	名	名	名	名	名
合計	名	名	名	名	名	名

※区分が異なる複数障害で等級の認定がなされている場合は「重複障害」に記入ください。

・知的障がい（療育手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

最重度・重度	中度	軽度
名	名	名

・精神障がい（精神障害者保健福祉手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

精神疾患の区分	1級	2級	3級
統合失調症	名	名	名
そううつ病	名	名	名
非定型精神病	名	名	名
てんかん	名	名	名
中毒精神病	名	名	名
器質精神病	名	名	名
その他の精神疾患	名	名	名
合計	名	名	名

○サービス利用期間の状況(保育所を除く)

～6か月	6か月～1年	1年～2年	2年～3年	3年～4年	4年～5年
名	名	名	名	名	名
5年～6年	6年～7年	7年～8年	8年～9年	9年～10年	10年～11年
名	名	名	名	名	名
11年～12年	12年～13年	13年～14年	14年～15年	15年～16年	16年～17年
名	名	名	名	名	名
17年～18年	18年～19年	19年～20年	20年以上		
名	名	名	名		

(平均利用期間：)

【職員の状況に関する事項】(平成29年8月1日現在にてご記入ください)

○職員配置の状況

	総数	施設長・管理者	事務員		
常勤	18名	1名	名	名	名
非常勤	9名	名	名	名	名
		介護職員	保育士	看護職員	OT、PT、ST
常勤	名	名	14名	1名	名
非常勤	名	名	6名	名	名
	管理栄養士・栄養士	介助員	調理員等	医師	その他
常勤	2名	名	名	名	名
非常勤	1名	名	名	名	2名

※職種を空欄にしている箇所は、施設種別に応じて記載以外の主要な職種を記入してください。

※保健師・助産師・准看護師等の看護職は「看護職員」の欄にご記入ください。

○職員の資格の保有状況

社会福祉士	名 (名)
介護福祉士	名 (名)
保育士	15名 (6名)
栄養士	2名 (1名)
看護師	1名 (名)

(非常勤職員の有資格者数は()に記入)

【施設の状況に関する事項】

※耐火・耐震構造は新耐震設計基準（昭和56年）に基づいて記入。

○成人施設の場合

(1) 建物面積			m ²
(2) 耐火・耐震構造	耐火	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
(3) 建築年	昭和	年	
(4) 改築年	平成	年	

○保育所の場合

(1) 建物面積 (保育所分)	797.84	m ²	
(2) 園庭面積	272.85	m ²	
(注) 園庭スペースが基準を満たさない園にあっては、代替の対応方法をご記入ください。	(例) 徒歩3分のどんぐり公園 (300平米ぐらい) に行って外遊びを行っている。		
(3) 耐火・耐震構造	耐火	<input checked="" type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震	<input checked="" type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
(4) 建築年	平成	27年	
(5) 改築年	平成	年	

○児童養護施設の場合

(1) 処遇制の種別 (該当にチェック)	<input type="checkbox"/> ・大舎制	<input type="checkbox"/> ・中舎制	<input type="checkbox"/> ・小舎制
(2) 建物面積			
	m ²		
(3) 敷地面積			
	m ²		
(4) 耐火・耐震構造	耐火	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
(5) 建築年	昭和	年	
(6) 改築年	平成	年	

【ボランティア等の受け入れに関する事項】

・平成 28 年度におけるボランティアの受け入れ数（延べ人数）

0 人

・ボランティアの業務

【実習生の受け入れ】

・平成 28 年度における実習生の受け入れ数（実数）

社会福祉士 _____ 人

介護福祉士 _____ 人

その他 1 人 保育士

【サービス利用者からの意見等の聴取について】

貴施設（事業所）において、提供しているサービスに対する利用者からの意見を聞くためにどのような取り組みをされていますか。具体的にご記入ください。

- ・年2回の運営委員会の実施に際して、保護者へアンケートを実施している。
 - ・年1回の顧客満足度アンケートを実施し、本社にて取りまとめて、ご意見等への回答を園で行い、結果を掲示している。
 - ・ご意見箱を設置し、保護者からの意見を聞く体制を整えている。
 - ・本社フリーダイヤルを設置し、保護者からの意見、苦情の受付を行っている。

【その他特記事項】

評価細目の第三者評価結果 (保育所)

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	コメント
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	法人の企業理念を踏まえ、「安全、安心、安定した保育、生きる力を伸ばす保育、地域社会との共存を大切にした保育」を保育理念とし、理念に基づいた保育方針、「やさしく思いやりのある子を育てる」などを内部文書、入園のしおり、事業計画書、園だより、パンフレットに明示し、職員会議、研修（新卒入社、中途入社、パートなど）で職員に周知し、家族には入園説明会、運営委員会で資料に基づき説明し周知している。又、園内に掲示し、ホームページに記載、見学者への説明、えほん図書館へパンフレットを置いたり、地域住民へ保育所での活動などを説明した印刷物を回覧して周知に努めている。

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	コメント
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b	社会福祉事業全体の動向は、行政、関係団体からの情報、法人の全国園長会議・北海道園長会議などに出席し把握に努めている。全国園長会議では、経営状況などについて説明・指示があり、職員会議で周知している。地域の課題については、保健センターとの情報交換、区幼保小連携推進協議会などから法人の北海道総括チームと協働で把握している。地域における利用者像の変化、保育のニーズ等については、見学者の状況に基づき把握に努めているが、課題の把握・分析が十分とは言えない。
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b	法人の全国園長会議・北海道園長会議、地区子育て支援推進ネットワーク会議などに出席して課題を把握し、職員会議で周知している。北海道園長会議には法人の役員が数回出席して施設長から経営課題を聴取している。改善すべき課題について、施設長は職員面談等で意見を聞いて、年度末には、自己評価チェックシートから園の検討課題を見つけ、職員全員で改善策の検討を行うことにしている。今後の取組に期待する。

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	コメント
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b	法人において、中・長期計画（3カ年経営方針、平成27年10月から3年間）を策定し、ACC（アートチャイルドケア）らしい保育と社会貢献など3つの基本戦略を明記している。園では平成29年度中長期目標（ビジョン）アートチャイルドケアの高品質に向けた取り組みとして、オリジナル保育プログラムの促進などを策定し取り組んでいるが、年度毎の具体的内容や収支計画について策定が望まれる。
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b	中・長期計画では年度毎の具体的内容や収支計画が策定されていない。中・長期計画に基づく本年度の事業計画にはアートチャイルドケアの高品質に向けた取り組みとして、きらきら体操、リトミック、絵本読み聞かせ、英語レッスン、人材育成などを具体的に明記し、事業計画に基づく予算書が策定されている。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b 単年度の事業計画は行事終了時及び年度末に職員会議で評価・検討して見直しを行って、北海道総括チームへ要望し法人本部で策定される。事業計画の内容について職員へ回覧し、会議等で周知し自由に閲覧できる体制であるが、資料を配布するなどより理解を促す取組を期待する。
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b 事業計画は、保育理念と方針、年間の保育目標、保育内容、研修計画、行事計画などを記載した資料を、入園説明会で説明し理解を得ている。更に行事計画は園便り、パンフレットに記載して周知している。また、園内に事業計画書を掲示して閲覧できるようにしている。保護者等への周知にあたっては、事業計画の主な内容をわかりやすくまとめた資料を作成するなどより理解しやすいような工夫が望まれる。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果	コメント
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b	福祉サービスの質の向上に向け、法人全体で定期的に第三者評価を受審している。本年第三者評価を受審し評価結果の課題を分析・記録し共有化する体制を整えた。2016年度より、自己評価の手引きに基づき、毎月と年度末に自己評価チェックシート（月々用・年度末）を使用して自己評価を行い、施設長と面談し実践する体制を整えた。今後の取組に期待したい。
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b	年度末に施設長は、自己評価チェックシートから園の検討課題を見つけ、職員全員で改善策の検討を行うことにしている。今後の取組に期待する。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	コメント
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b	管理者の役割と責任は、法人の就業規則、園の運営規程、重要事項説明書、防犯責任者の指名などで自らの役割と責任を文書化し職員に周知し、園便りで表明している。施設長は、園の管理等に関する意見をもっと強く表明することを期待する声が職員からある。施設長不在時における権限委任について決定している。
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	遵守すべき法令等については、外部研修、関係団体の会議、法人の全国園長会議・北海道園長会議などに参加し、遵守すべき法令等の理解に取り組んでいる。職員に対しては、児童虐待及び個人情報保護と守秘義務に関する法令、改定保育所保育指針などをテーマとし、内部研修、職員会議の中で周知している。法人本部にコンプライアンス室を設け法令遵守に努めている。
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a	施設長は関係機関、関係団体等の研修会等へ参加し、クラス懇談会、個人懇談、運営委員会、顧客満足度アンケートを行って園のよさや課題の把握に努め、職員会議で周知している。また、施設長は、園の目標（地域との交流など）を定め、年に数回5段階評価を行って、職員面談等で意見を聞いて検討課題を見つけ、職員全員で改善策の検討を行っている。

13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a	法人の3ヶ年経営方針（運営体制の強化など）に基づき、法人の全国園長会議、北海道園長会議、教育研修部主催の研修会に法人の役員が出席して経営状況・業績などについて説明があり、職員会議で周知し指導に当たっている。法人で「手作りおもちゃコンテスト」を行って、子どもの興味・発達に沿ったおもちゃの提供、物を大切にすることを育て、職員の子どもの興味を見逃さない目と発想力を育てる取組を行っている。ペットボトルや牛乳パックを利用した手作りおもちゃなどを作成している。
----	---	---	--

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	コメント
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	園の要員計画を策定し、法人の就業規則及び非常勤社員就業規則に基づき、法人本部で効率的な採用活動、人事管理、雇用形態に合わせた職員の育成を行っている。求人用パンフレットを作成し、友達紹介制度、奨学生制度、ホームページなどで採用活動をして必要な人材が確保されている。
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a	アートチャイルドケアの誓い及び就業規則に「期待する職員像」を明記し、人事基準、評価基準により年2回人事考課を実施している。人事考課に合わせ個人面接を行って職員の意向・意見などを把握し改善策を検討・実施している。また、基準点によるランク制度を実施している。表彰規程を設け「精励にして他の規範と認められる者」などを表彰している。
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a	職員の有給休暇等の就業状況は、施設長が定期的に点検分析して改善に向けた取り組みがなされている。職員の意向を把握するため、日常的に適切な助言を行い、自己評価チェックシート（月々用・年度末）提出時及び人事考課で個別面談を行い相談しやすい体制となっている。定期健康診断の実施（40歳以上に婦人科検診を追加実施）、法人本部に悩み相談窓口を設置して健康の維持に取り組んでいる。育児休業、産前産後休暇、介護休業、子の看護休暇、社宅入居など総合的な福利厚生を実施している。
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a	アートチャイルドケアの誓い及び就業規則に「期待する職員像」を明示して、毎年個人目標を立て、施設長が面接して目標達成度の確認を行って、職員一人ひとりの育成に向け取り組んでいる。
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	アートチャイルドケアの誓い及び就業規則に「期待する職員像」を明記し、法人本部に「教育研修部」という独立部門を設け、社内研修（新卒入社・中途入社・パートなどさまざまな雇用形態に合わせた研修、施設長研修、経験年数別研修、男性保育職員限定の研修）、内部研修を実施し、外部研修に関する情報を提供して研修を実施している。受講者は研修レポートを作成し園内で回覧して、コピーを本部の教育研修部に提出して次の研修計画に反映させている。
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a	施設長は、職員の知識・技術水準に合わせて研修計画を立て、行政や関係機関・団体が行う研修の情報を提供し、シフトを調整して研修の機会を確保している。受講者は研修レポートを作成し園内で回覧して、コピーを本部の教育研修部に提出して次の研修計画に反映させている。職員の知識等に応じた研修が実施されている。
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
20	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b	実習生マニュアルに基本姿勢を明記し、保育士養成施設から受け入れを行っている。施設長が連絡窓口となり、実習担当者を配置し、保育士養成施設との連携により作成された保育実習計画に基づき研修・育成している。指導者に対する研修の実施を望む。

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果	コメント
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a	法人のホームページに、企業理念や保育理念、保育事業へのとりくみ、保育士の人材育成などについて公開し、財務等に関する情報は官報で公開している。個々の園についても、ホームページに保育理念、保育室の様子、苦情対応公開ページなどを公開し、苦情内容と改善内容について毎月保護者へ報告している。保育理念、保育方針、年間行事予定などを記載したパンフレットをえほん図書館へ置いたり、保育所で行っている活動などを説明した印刷物を町内へ回覧して地域へ公開している。
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a	法人の経理規程に経理、取引等に関する権限・責任、ルールが明記され職員に周知している。経理規程に基づく内部監査、監査法人による外部監査を実施して、アドバイス等を経営改善に活かしている。

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	コメント
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b	保育理念、重要事項説明書に、地域社会との共存、家庭や地域との連携など基本的な考え方を明文化し、保育園行事（七夕まつり）などで地域の人々と交流し、地域の社会資源（地下鉄）を利用して社会見学を実施している。運営委員会を開催し、区幼保小連携推進協議会などに参加して地域の情報を収集し、地域との交流に努めている。さらなる地域との交流を期待する。
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	c	ボランティア受け入れに対する基本姿勢が明示されていない。ボランティアの受け入れはない。
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b	保健センター、医療機関、児童相談所、警察、消防署、小学校、保育園、幼稚園等を明示して管理している。区幼保小連携推進協議会、地域団体等と定期的に会議を開催し、課題や情報を共有して問題解決に当たっている。関係機関のリストについては、職員への周知・情報の共有化を期待する。
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
26	II-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。	b	園が有する機能を地域に開放・提供する取組、子育て支援の一環として、見学者に対する子育て相談、延長保育、乳児保育、法人のお客様相談室の設置、「子育て研究所」のホームページに0～6歳までの成長についての目安を分かりやすく記載し相談支援事業を行っている。保育園行事（七夕まつり）で地域の人々との交流に努めている。地域との関わりを更に深めるため、保育所のスペースを活用した交流など更なる取組を期待する。
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a	見学者、運営委員会の開催、地区子育て支援ネットワーク会議などから把握した地域の福祉ニーズに基づき、延長保育、乳児保育、法人として子育て相談支援事業、発達障害もしくはその疑いのある子どもへの特別な支援を提供するSEDスクール（札幌桑園スクールなど3校）を開講して地域に貢献している。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	コメント
Ⅲ-1-1 (1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	保育理念・保育方針を、職員・保護者が見えやすい場所に複数箇所掲示し、「事業計画書」の冒頭にも意識的に明記している。職員会議時に「アートチャイルドケアの誓い」の唱和を行い、子どもを尊重した保育を行うことについて共通理解と確認に取り組んでいる。
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	a	子どもの権利擁護にかかわる各種マニュアルを整備し、虐待防止等の権利擁護に関する研修会を定期的に行い職員の子どもへの配慮を促している。保育の中で「かみつき」が発生した時にもお互いの子ども及び保護者へのプライバシーを意識した対応のルール化が行われている。クラスごとに排泄対応に配慮したスペースのルール化がありトイレの個室化等にも配慮している。
Ⅲ-1-1 (2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	法人のホームページを利用して、月に1回、保育の様子の写真を用いて保育紹介の情報発信を行っている。園のパフレットは、保育方針や目標等について紹介し、写真や絵等を使用してわかりやすい内容にしている。区役所に説明資料として配布・設置している。
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b	保育開始時には、「入園のしおり」や「重要事項説明書」など園が定めた資料を準備し、施設長が保護者等へ説明を行い、各種同意書を得ている。保護者説明は、理解状況に応じながら施設長の豊かな保育経験をもとに行われている。配慮が必要な保護者への説明への豊かな経験知や、保育開始時のみならず進級時の保育内容説明の内容・手順をルール化する形式知の確立に取り組まれることを期待したい。
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b	転園等で、気になる要件がある場合は、保護者の承諾のもとに関係施設との情報の共有を園としての対応実績がある。保育所の変更・終了後の子育て支援を意識した保育継続配慮の明確化視点から、担当者や窓口設置の明示、保護者への説明文書手渡しや引継ぎ文書等の活用方法と手順等の形式知化に向けた検討を期待する。
Ⅲ-1-1 (3) 利用者満足の向上に努めている。			
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a	法人の年1回のCS（顧客満足度）アンケート調査に加えて年2回の運営委員会前のアンケート調査など利用者満足度を把握する調査が行われている。調査結果は保護者の参加する運営委員会等で報告・検討が行われ利用者満足の向上に努めている。その結果、親子遠足の場所の選定や交通手段変更により、保護者の経費負担削減や親子レクリエーションの内容充実につながっている。
Ⅲ-1-1 (4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a	苦情解決の仕組みは法人の直通フリーダイヤル相談窓口設置を含めた仕組みがあり、「入園のしおり」や「重要事項説明書」等で保護者へ周知し園内にも掲示している。苦情内容は法人の苦情対応報告書様式をもとに原因・反省点・改善策を記録して法人に報告書を提出する手順となっている。事象については、園便りにての公表やホームページで公表する仕組みとなっている。

35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a	意見箱の設置や、アンケートの実施など、保護者の意見を述べる複数の環境設定を行っている。保護者からの相談相手として、担任や施設長だけでなく、看護師、栄養士等の専門的な相談対応体制を整えている。アレルギー児には普段の保護者とのコミュニケーション以外に、月末に保護者とコミュニケーションを図る機会を設定し意見交換対応に努めている。
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b	保護者からの意見等は、「要望報告書」に記録し、即日に関係職員へ報告が行われる仕組みがある。苦情件数の少なさも勘案し、保護者の相談や意見・要望・提案へ積極的な対応の仕組みの確立として、記録の公表方法も含めて苦情対応以外のマニュアル検討を行い組織運営上経験的に機能している対応の明確化に取り組むことを期待する。
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a	施設長のリーダーシップのもとにクリエ（組織の中間職的名称）である幼児リーダーがリスクマネージャーとして配置されている。子どもの安心安全を脅かす事例は、ヒヤリハットシート、軽症報告書、事故報告書等の書式をもとに事例が収集され、保育会議・職員会議等で改善策・再発防止策等を検討して法人へ報告する仕組みがある。
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	看護師を中心として衛生管理対応を行い、感染症対応マニュアルの職員の周知を行っている。登園時の子どもの健康状態の把握を行いながら、日々の罹患状況を収集して傾向把握を行っている。季節を考慮し保育会議で看護師より予防や安全確保に対する情報提供及び研鑽が行われている。保護者への情報提供も掲示及びお便り等で行われ、感染症予防への発信を早めに行うことに努めている。
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b	避難訓練で様々な訓練が行えるよう、また職員の防災意識が高まるように、月ごとに担当を決め行っている。訓練後には、何が不足しているかを園全体でふり返り確認に努めている。園の立地性から冬季の地震、大雪等の災害への防寒対策も視野に入れた備蓄リストの整備と、地域の二次避難先との連携も視野に入れた災害時対応体制の検討に期待する。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果	コメント
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a	保育サービス提供内容は、法人の教育指導部によりアートチャイルドケア業務マニュアルとして文書化され、所定場所に保管設置し職員周知及び確認指導に使用されている。保育に関する書類は、毎年、検討・更新された書類を使用し、長期的保育計画、短期的保育計画、個別計画等が作成され評価、反省の記載後、施設長決済で確認する仕組みがある。
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b	法人の教育指導部で、年度ごとに全国共通業務マニュアル、書類等の見直しが行われて園に到達され、よりよい保育の提供が求められる仕組みがある。年度末には、それをもとに園の保育に則した対応の検討に努めている。職員の意見や提案は全国の園長会議等を通じて反映する仕組みがあるが、職員及び保護者等の意見や提案を園独自で集約・検討・追加反映する仕組みの確立にも期待したい。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a 法人の統一書式を用いて担当保育士がアセスメントを行い、週間指導計画（週案）・月間指導計画（月案）等へ記録され指導計画策定責任者の施設長が最終確認を行っている。子どもの課題に応じて看護師や栄養士等の専門職が参加して協議が行われ、支援困難ケースの対応として、法人の教育研修部の専門家巡回によるアセスメント等協議が行われる仕組みがある。
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a 年間指導計画の4期に合わせて個人記録の発達の評価・見直しと、週・月間の指導計画の評価・見直しを行う手順となっている。見直しで子どもの発達等で気になることなどは保育会議等で周知され、よりよい支援の方法を検討して実施している。
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b 個人記録は、所定の鍵付き書庫で管理を行い閲覧できる環境を整えている。日々の「保育打ち合わせノート」の活用、1回/週の保育打ち合わせ会議等で情報共有化に努めている。記録適切化に向けて施設長・主任等の経験知をもとにした指導体制が整っているが、職員間での記録の内容や書き方の差異を少なくするために、記録書式を活用する時期・方法や経験知的なポイント等の形式知化に向けた記録要領の作成を期待する。
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a 個人情報規程として保管から廃棄方法までを整備され、個人情報の管理は、鍵のついた場所で管理することを組織内で徹底している。守秘義務についての年間計画的に園内研修を行い職員への個人情報保護遵守の徹底を図っている。園内に個人情報保護に関する考えた方針の宣言として「プライバシーポリシー」の掲示を行い個人情報保護の意識化に努めている。

評価対象 保育所 付加基準

A-1 保育内容

		第三者評価結果	コメント
A-1-(1) 保育課程の編成			
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	A1E	b	子どもの発達過程を踏まえて、子どもの姿、育てたい側面、配慮事項を作成して、企業理念、保育の方針、保育目標に基づき養護と教育の内容を構成している。年間指導計画をもとに反省、評価をして次年度へつなげている。今後、表現遊びなど当園の特色を教育の内容に反映していくことを期待する。
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	A2E	a	各保育室は空気清浄器や加湿器を設置し温度計、湿度計、換気で調節して快適に過ごせるよう配慮している。0歳児は牛乳パックで作った家で食事と午睡のコーナーに分けて温かい雰囲気になっている。トイレのドアは子どもが手をはさまないように安全に配慮している。1階、2階の廊下に絵本コーナーがあり階段下は遊び場の空間になっていて、くつろげる環境を工夫している。
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	A3E	a	一人親家庭、保護家庭も多いため、保護者とは対話を通してその思いを受け止めて家庭の状況や子ども一人ひとりの状態を把握しよう心がけている。クラス会議や屋礼で子どもの気になる様子や変化など職員で共有して子どもの気持ちに添って対応できるよう努めている。
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	A4E	a	トイレトレーニングは水遊びの時期などタイミングを捉えながら保護者と連携して進められるよう働きかけている。トイレの空間に牛乳パックで作った椅子を置いてパンツの脱ぎはきができるようにしたり子どもの発達の様子を見ながら洋服のボタンなど興味のあるものを遊びに取り入れたりして自分でしようとする気持ちが持てるよう環境の工夫に努めている。
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	A5E	a	乳児は手作り楽器でリズム遊びをしたり幼児は打楽器や鍵盤ハーモニカなどで音楽リズム遊びやリトミックをしたり年齢児に合わせて表現活動ができるよう工夫している。観劇会を見に行ったり遊びが広がったりハロウィンごっこやお店屋さんごっこをしたり子どもたちの遊びが豊かに展開できるよう努めている。
A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	A6E	a	ミルク缶を使った手作りの玩具やシール貼りなど子どもの興味、関心のある遊びができるよう心がけている。牛乳パックで作った家をコーナーにして子ども一人ひとりの状態に応じた生活リズムで過ごせるよう配慮している。廊下や園全体を遊び場として探索活動をするなど発達に応じた生活と遊びができるよう工夫をしている。
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	A7E	a	子ども一人ひとりの衣服のカゴに子どもがわかりやすいマーク（動物や果物など）を貼って着替えた衣服を自分で入れられるようにしている。手洗いで順番を待つときはアンパンマンのシールを床に貼って遊びの中で生活習慣が身につくよう工夫をしている。玩具棚は玩具のマークを付けて子どもがかたづけしやすいよう環境を整えている。園内散歩や戸外活動をしたり活動によって散歩とホールに分かれて遊んだりなど自発的な活動ができるよう努めている。

<p>A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>3歳児はみのむしやハロウィンなど制作して部屋の装飾にしたりそれで遊んだり時期に合わせた保育活動を行ってできることを増やしていくよう心がけている。4、5歳児は散歩や園庭で一緒に活動を通してかかわりを深めている。4、5歳児の保育室はトンネルでつながっていて友だちと楽しみながら遊びや活動ができるよう環境の工夫に努めている。</p>
<p>A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>障害のある子どもは入所していないが、SEDスクール(発達支援事業)と連携体制を整えている。気になる子どもの対応では保護者と日々の子どもの姿を伝え合いながら保育が進められるよう心がけている。子どもの発達等で気になることは保育会議で職員と支援の方法を検討して子どもの状況に応じた保育を行えるよう努めている。</p>
<p>A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>午睡後の活動は異年齢児と遊んだり廊下を利用したりなど生活リズムにメリハリが持てるよう工夫をしている。1歳児の保育室は長時間過ごすためマットを敷いたりトイレは幼児用のトイレを設置したりして環境を整えている。職員間の引継ぎは子どもの状況等を記入した登降園表で確認して保護者と連携が取れるよう心がけている。子どもの状況によっては担任が残って保護者に伝える場合もあり不安を抱くことがないよう努めている。</p>
<p>A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>b</p>	<p>幼保小連携推進協議会は小学校教員と引継ぎ事項等の情報交換をして連携を取っている。地域の取り組みとして子どもと保護者の1日体験入学を実施している。保護者には小学校以降の生活に見通しが持てるよう個人面談を行っている。今後、小学校のグラウンドを借りて運動会をしたり学習発表会を見に行ったりするなど小学校との交流を期待したい。</p>
<p>A-1-(3) 健康管理</p>		
<p>A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>a</p>	<p>保健センターから着ぐるみの白くまが来て「手洗い教室」を行っている。手を洗う大切さや手洗い体験を通して健康に生活できるよう心がけている。保護者には定期的に保健だよりを発行して感染症や健康に関する情報等を知らせている。乳幼児突然死症候群(SIDS)は睡眠時にチェック表を利用して乳幼児の様子をチェックしたり救命訓練を行ったりしてSIDSの取り組みに努めている。</p>
<p>A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>	<p>歯科健診は年1回、健康診断は幼児は年2回、乳児は年4回行い健康カードに結果を記入して保護者に伝えている。看護師による歯磨き指導は、かばの模型を使いながら行ったり虫歯の話をしたりして歯と口の健康のための取り組みに努めている。</p>
<p>A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>アレルギー疾患のある子どもの対応は主治医が記入した生活管理表をもとに毎月の献立表で栄養士と保護者でアレルギー食の確認をしている。アレルギー食提供時は栄養士と担任がアレルギー対応受け渡しチェック表と口頭で確認を行っている。緊急時個別対応票で個別の情報や緊急要請など作成して組織的に対応できるよう努めている。</p>
<p>A-1-(4) 食事</p>		
<p>A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	<p>a</p>	<p>ズッキーニやニンジンなどの野菜栽培をして給食に取り入れたりとうもろこしの皮むきや枝豆の枝取りをしたりして食材に触れられるよう工夫している。5歳児はお泊り保育でカレーライス作りをしたり年齢児に合わせておにぎりやみそ汁作りをしたりしている。給食室の窓は室内の様子が見渡されるようになっていて、子どもたちは給食の様子を見たり厨房の中を見学したりして食への関心が深まるよう努めている。</p>
<p>A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	<p>a</p>	<p>給食マニュアルにもとづいて衛生管理体制を整えて衛生管理に努めている。十五夜ではお団子を作ったり誕生会のメニューなど行事の献立を工夫したりしている。給食会議では子どもの発達状況に応じた食材の切り方や季節の物など栄養士、職員と話し合いをして調理の工夫に努めている。</p>

A-2 子育て支援

	第三者評価結果	コメント
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a	親子レクリエーションの行事は保護者に子ども同士のかかわりを見てもらえるよう内容の工夫をしている。保育参加後は懇談会を設けて子どもの育ちや様子について保護者同士で話したり意見を出してもらったりして家庭と連携して保育が進められるよう心がけている。保護者との情報交換は必要に応じて保育打ち合わせノートに記録して職員で共有できるよう努めている。
A-2-(2) 保護者等の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a	保護者とは連絡帳で子どもの様子を伝えたり日々の対話を大切にしたりしている。保護者から相談を受けた時は面談を行い個人面談記録に記録して必要に応じて職員で情報共有に努めている。相談内容によっては担任保育士、リーダー保育士、施設長と支援体制を整え対応できるよう努めている。
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a	登園時や午睡時に子どもの身体状況を観察したり保護者とは目を合わせて話すようにしたりして状況を把握するよう心がけている。虐待防止の職員研修を行い、発見した場合の対応についてのマニュアルを職員に周知して虐待の予防に努めている。

A-3 保育の質の向上

	第三者評価結果	コメント
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a	保育実践の振り返り（自己評価）結果は職員間で話し合いを行っている。職員間の話し合いから子ども一人ひとりの成長や集団のかかわりなど課題が出て保育内容の見直しを行っている。保育士の自己評価は年2回実施して前期で検討したことを後期で改善できるよう努めている。